

国境を超えた役務の提供に係る消費税については、平成 27 年、28 年と見直しされています。

(1) 内外判定基準の変更

電子書籍・音楽・広告などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供、(以下「電気通信利用役務の提供」といいます。)について、その役務の提供が消費税の課税対象となるかどうかの判定基準が見直しされました。役務の提供を行う者の住所等から、役務の提供を受ける者の住所等に改正されました。(平成 27 年 10 月 1 日以後取引より適用)

イ. 国内事業者が電気通信利用役務の提供を行った場合（下記①③⑤の売上取引）

役務の提供を行った取引相手の住所等が国内にあるかどうかにより内外判定を行います。国外事業者・国外消費者に対するものは、改正前は一定の書類の保存を要件に輸出免税が適用されていました。改正後は、国外取引となり、課税対象外となります。課税売上割合が減少するケースが考えられます。

ロ. 国内事業者が電気通信利用役務の提供を受けた場合（下記②仕入取引）

27 年度改正で、役務の提供を受ける者の住所、本店、主たる事務所の所在地での判定となりました。更に 28 年度改正において、国内事業者が国外事業所等で行う特定仕入のうち、国外で行われる資産の譲渡等にも必要とするものは国外取引とされます。よって、国内の事業者の国外支店については、注意が必要です。

平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日／本店が国内の為、国内取引に該当

平成 29 年 1 月 1 日～／国外においてのみ受けるものについては、国外取引（不課税取引）

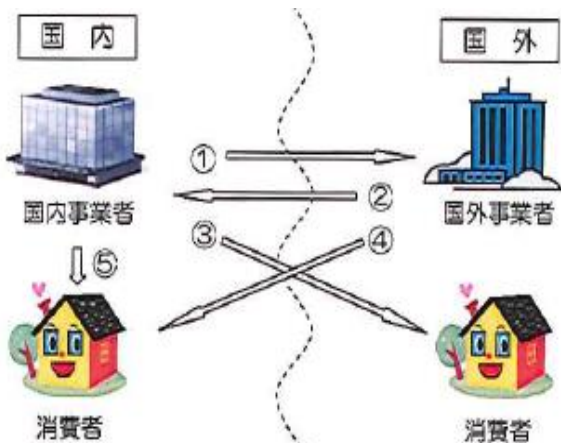
ハ. 国外事業者から当該役務の提供を受けた場合には、次の点に注意が必要です。

・「事業者向け電気通信役務の提供」である場合

当該役務の提供を受けた事業者が、当該役務の提供に係る納税義務者となります。（「リバースチャージ方式」の導入がされました。）

・「消費者向け電気通信利用役務の提供」である場合

当該役務の提供を受けた事業者が、登録国外事業者である場合のみ、当該役務の提供に係る課税仕入れについて仕入税額控除を受けることができます。



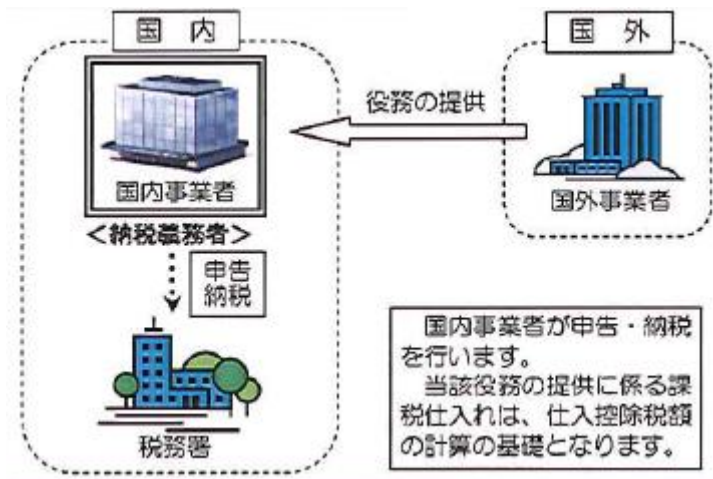
取引	改正前	改正後
①	国内取引：課税	国外取引：不課税
②	国外取引：不課税	国内取引：課税
③	国内取引：課税	国外取引：不課税
④	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤	国内取引：課税	国内取引：課税

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

## (2) 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

国外事業者から「電気通信利用役務の提供」を受けた者は次の2通りの方法で、消費税の課税を受けることとなります。

### イ. 事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式（リバースチャージ方式）



申告・納税する者：役務の提供を受ける国内事業者

役務の提供に係る課税仕入れは、仕入税額控除の計算の基礎となります。

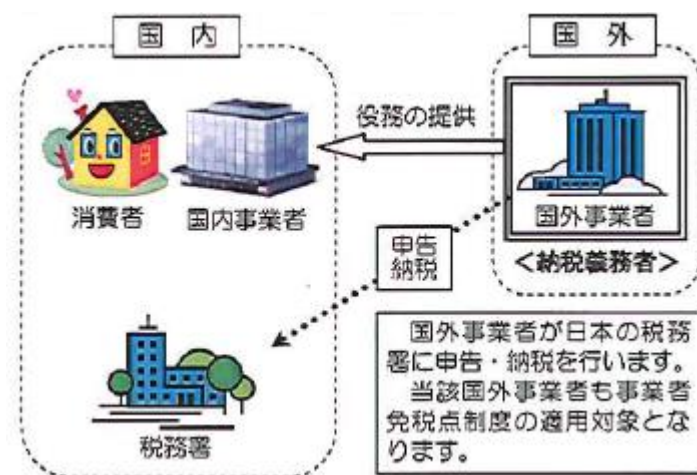
#### 経過措置

課税売上割合が95%以上である事業者、簡易課税制度が適用される事業者については、当分の間、特定課税仕入れ(注)はなかったものとされます。

(注)国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

### ロ. イ以外の電気通信利用役務の提供（国外事業者申告納税方式）

事業者を対象に販売することとしているものであっても、消費者をはじめとする事業者以外の者からの申し込みを事実上制限できないもの(ロ)に該当します。



申告・納税する者：国外事業者が日本の税務署に申告、納税します。（登録国外事業者として登録します。この制度は平成27年7月1日から施行されています。）尚、当該国外事業者も事業者免税点制度の適用対象となります。

登録国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供については、仕入税額控除を行うことができます。

登録国外事業者以外からの仕入税額控除は当分の間、受けることができません。

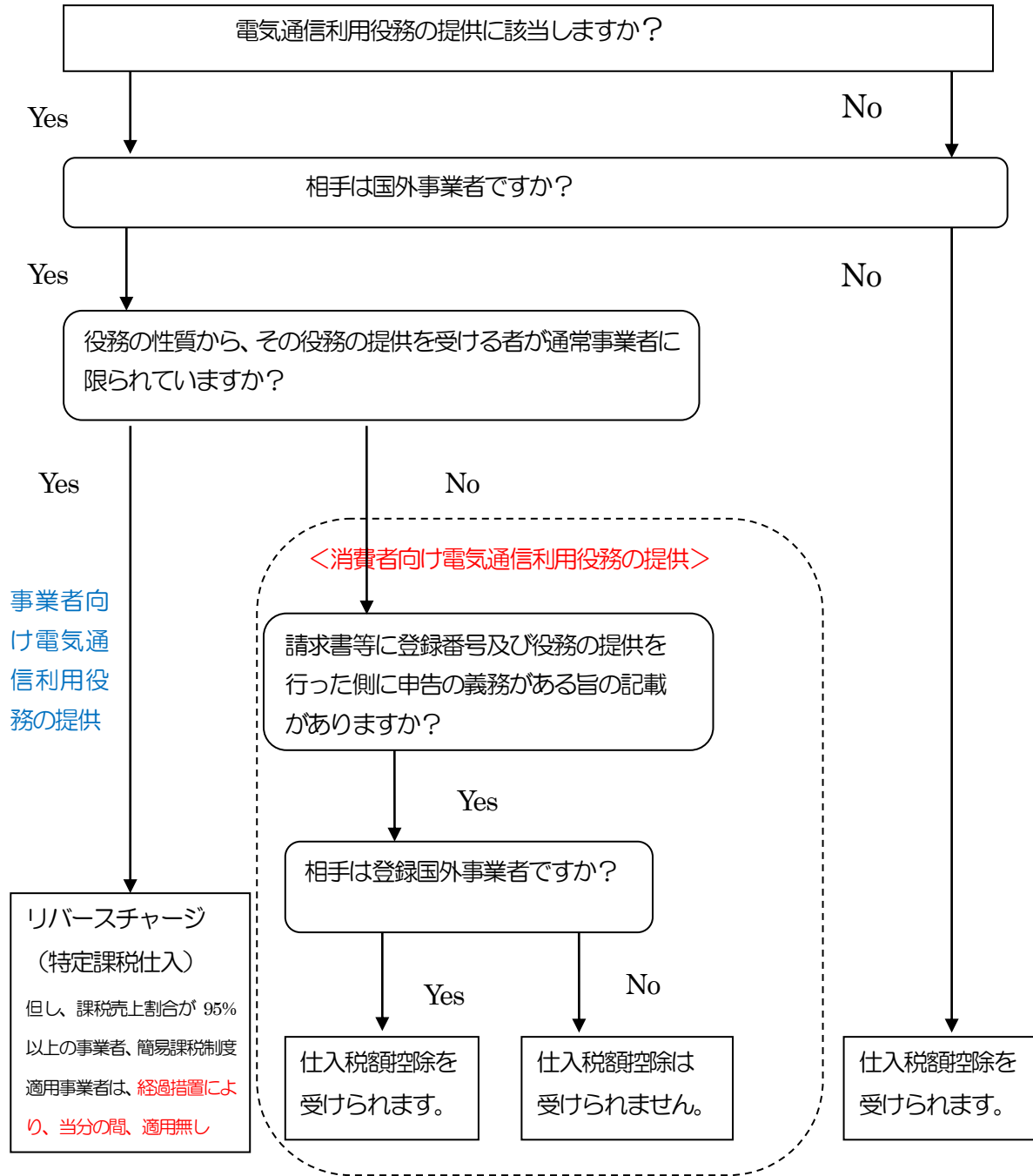
（出典：国税庁HP）

## (3) 芸能・スポーツ等の役務提供の課税方式の見直し

外国タレント等が国内において行う役務の提供を「特定役務の提供」と位置づけ、特定役務の提供を受ける者に納税義務が課せられることとなりました。

事業者向け電気通信利用役務の提供と同様に「特定課税仕入」として、役務提供を受ける事業者にもリバースチャージ方式による納税義務が課されることとなります。

国内の事業者が国内において役務の提供を受ける場合について考えてみましょう！



(4) 課税売上割合について

国境を超えた役務の提供に係る消費税の取扱については、課税売上割合が重要な役割を负っています。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額} \left[ \begin{array}{l} \text{売上に係る対価の返還等の} \\ \text{金額を控除した金額} \end{array} \right] \text{税抜}}{\text{その課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額} \left[ \begin{array}{l} \text{売上に係る対価の返還等の} \\ \text{金額を控除した金額} \end{array} \right] \text{税抜}}$$

(注)輸出免税取引は分母分子に算入します。

(注)特定課税仕入れに係る金額は、課税売上割合の計算では考慮する必要はありません。

(文責：松岡美津枝)